## 安全データシート

モリブデン線、棒、板及びその加工品

No. SDS-002 (8, 2)

p 1/4

制定日 : 1996年 2月28日 改訂日 : 2015年10月 1日

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称: モリブデン線、棒、板及びその加工品

製品コード: 会社名: 東邦金属株式会社 門司工場

北九州市門司区小森江2丁目1番23号 住所:

093 (381) 0368 電話番号: 093 (381) 0368 緊急時の電話番号: FAX番号: 093 (391) 5235

メールアドレス: uemura@tohokinzoku.co.jp

整理番号: SDS-002

2. 危険有害性の要約

GHS分類:

物理化学的危険性

可燃性固体 焼結品としては分類基準に該当しない。

健康に対する有害性

急性毒性(吸入:粉じん) 区分外 急性毒性(吸入:ミスト) 区分外

特定標的臓器・全身毒性 区分3(気道刺激性)

(単回ばく露) 警告

(気道刺激性)呼吸器への刺激のおそれ

環境に対する有害性

上記で記載がない危険性・有害性については、分類対象外か、分類できない。

ラベル要素

絵表示又はシンボル:

注意喚起語: 警告

危険有害性情報: 特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)

> 区分3(気道刺激性) 焼結体としてない。

但し、極細線、粉末は強酸化性物と混合すると激しく反応する。 また、粉末は吸入毒性、慢性毒性、高濃度暴露で健康障害を示し、

生態毒性を及ぼす可能性がある。

換気の良い場所で取扱い、研削等により粉塵が発生する場合は粉塵を吸い 注意書き:

込まないようにする。

貯蔵・保管は、適当な換気を行い冷暗所に保管し、火気・湿気を避ける。

3. 組成、成分情報

物質

単一製品・混合物の区別: 単一製品

モリブデン (Molybdenum) 化学名又は一般名:

化学式または構造式: Μo

成分及び含有量: Mo:99.9%以上、98.5%以上、他

原子量・分子量: 95.94

官報公示整理番号 化審法:対象外 (化審法・安衛法): 安衛法:公表(No. 603)

CAS番号: 7439-98-7 国連番号: 該当なし 国連分類: 該当なし 危険有害成分: モリブデン

4. 応急措置

吸入した場合: 研削屑等の粉塵を吸入した場合は、直ちにうがいを行い

必要に応じて医師の診断を受ける。

研削屑等の粉塵が皮膚に付着した場合は、直ちに石鹸と 皮膚に付着した場合:

水で洗浄する。皮疹が見られるときは医師の診断を受け る。けがをしたときはきれいに洗浄し、傷口に入った研 削屑等は完全に取り除く。必要に応じて医師の診断を受

ける。

研削屑等の粉塵が目に入った場合は、清浄な流水で洗眼 目に入った場合:

し、必要に応じて医師の診断を受ける。

直ちにうがいをさせた後、多量の水を飲ませて吐き出させ 飲み込んだ場合:

必要に応じて医師の診断を受ける。

影響を及ぼしうると考えられる場合は、ゴム手袋及びゴー 応急措置をする者の保護:

グルなどの保護具を着用する。

5. 火災時の措置

不燃物であるが、研削屑等の粉塵の場合は水が有効。 消火剤: 但し、周囲に適した消火を使用する。

特有の消火方法: 危険でなければ移動可能な容器は安全な場所に移す。

消火作業は風上から行い消火する。

消火作業の際は、必ず保護具を着用する。 消火を行う者の保護:

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具

及び緊急時措置:

屋内の場合、処理が終わるまで換気を行う。

漏出した場所の周辺は関係者以外の立ち入りを禁止する

ような処置を行う。

処理の際には適切な保護具を着用し、研削屑などが皮膚

への付着や吸入しないようにする。

漏出した研削屑及びそれを含むものが、河川等に排出さ 環境に対する注意事項:

れ環境への影響を起こさないように注意する。 加工時に研削屑等の粉塵が発生した場合に適用される。 できるだけ掃き集めて回収し、その後、水で洗浄する関係部署には連絡し処置を講ずる。

二次災害の防止策:

回収、中和:

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策:

高温の場所、高温物・火花・火炎は避ける。 換気のよい場所で取扱い、研削等により粉塵が発生する 局所排気・全体換気:

場合は、粉塵を吸い込まないようにする。

適切な保護具を着用すること。 安全取扱い注意事項:

保管

技術的対策: 低湿度の冷暗所に、火気を避け、化学薬品類から隔離し

て保管する。

保管条件: 同上

防湿、遮光、火気厳禁、化学品との隔離など

混触危険物質: 可燃物、強酸化性物質 容器包装材料: 防湿に適するもの

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度:

許容濃度(ばく露限界値、 生物学的ばく露指標):

日本産衛学会

設定されていない

設定されていない

線・棒・板としての規定はないが、研削屑等の粉塵が発生

する場合は、下記を参考とする。

モリブデンとして ACGIH (2007年版)

(R):呼吸粉塵 TLV-TWA: 3mg/m3(R)

設備対策:

保護具 呼吸器の保護具:

手の保護具: 眼の保護具:

皮膚及び身体の保護具:

TLV-TWA : 10 mg/m 3 (I)(I):吸入粉塵

研削屑等の粉塵が発生する場合は、TLVのレベルを超

えないように換気装置を設置する。

研削屑等の粉塵が発生する場合は、防塵マスクを着用する 手先を損傷する可能性がある場合は、保護手袋を着用する 研削屑等の粉塵が発生する場合は、保護眼鏡を着用する 保護衣、安全帽、安全靴など必要に応じて着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など: 銀灰白色の固体

臭い: なし

pH: 該当しない 2630 ℃ 融点: 4800 ℃ 沸点: 引火点: 知見なし 爆発範囲: 知見なし

蒸気圧: 8.533 $\times$ 10-7 Pa (1500°C)

比重(密度): 10.2

溶解度: 水、希酸に不溶、濃硝酸・濃硫酸に可溶。

自然発火温度: 該当しない 10. 安定性及び反応性

安定性: 常温、常圧で安定

危険有害反応可能性: 線・棒・板としては自然発火性、水との反応性など問題と

なる反応性は見られないが、大気中常温ですでに酸化が

始まり、約400℃ではかなり酸化が進む。

自己反応性・爆発性: 知見なし 粉塵爆発性: 知見なし 避けるべき条件: (下記事項)

可燃性: 線・棒・板としては知見なし。

研削屑等の粉塵が発生する場合は、熱、火花、火気等の着

火源で発火する可能性がある。

発火性: 線・棒・板としては知見なし。

研削屑等の粉塵が発生する場合、微細なものは、空気中で

加熱すると発火する可能性がある。

危険な反応: 線・棒・板としては知見なし。

但し、粉末は強酸化性物 (BrF3, C1F3, F2, Pb

O2) と混合すると、激しく反応する。

危険有害な分解生成物: 知見なし

11. 有害性情報

急性毒性: 鉱山における高濃度暴露では、体重減少・衰弱・頭痛・

食欲不振・胃部疼痛・間接筋肉痛・手指振せん・発汗・

めまいが報告されている。 モリブデン酸アンモニウムに対して

ラット 経口 LD50 333mg/kg

酸化モリブデンに対して

ラット 経口 LD50 125mg/kg

人の摂取に関して

NOAEL(最大無毒性量) 0.2mg/L

皮膚腐食性・刺激性: 知見なし 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性: 知見なし

生殖細胞変異原性: 染色体異常試験によると、ラット(生体内、吸入)で陽性

を示す。知見なし

発がん性: 知見なし 生殖毒性: 染色体異常試験によると、ラット(生体内、吸入)で陽性

を示す。

慢性毒性/長期毒性: 吸入毒性として、金属モリブデンと酸化モリブデンの職

場でじん肺症の発生の報告がある。慢性暴露では、過尿

酸血症と痛風の発生の報告がある。

特定標的臓器・全身毒性 区分3(気道刺激性)

(単回ばく露):

吸引性呼吸器有害性: (気道刺激性)呼吸器への刺激のおそれ

WHO水質がイドラインによると一人1日当たりの摂取量は約 0.1mgであり、1日当たり0.1~0.3mgが必要と考えられており、経口摂取による発ガン性を示すデータはない。人の摂取に関する調査結果では、NOAEL(最大無毒性量)は 0.2mg/1とされている。モリブデンは人体の必須元素であるが、動物の毒性実験では過剰量により、中毒症状を示す。

12. 環境影響情報

移動性/残留性/分解性: 知見なし

生体蓄積性: 人におけるモリブデンの吸収・排泄は、他の動物に比較

して遅く、摂取されたモリブデンの90%が排泄される

のに約7日要する。

生体毒性: 牛や豚では高濃度のモリブデンを含む牧草を食べると、

中毒(タート病)を引き起こすことが報告されている。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物: PRTRの第1種指定化学物質で、排出移動量の把握が

義務づけられている。「廃棄物の処理及び清掃に関する 法律」に基づき、産業廃棄物として処理を産業廃棄物処

理業者に依頼する。(処理汚泥等を含む)

汚染容器及び包装: 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処

分する。

14. 輸送上の注意

国連番号:

特定できず 品名: 国連分類:

海洋汚染物質: 非該当

運搬に際しては、転倒・落下・損傷が発生しないよう積 注意事項:

み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法: 第1種指定化学物質 No. 453

(PRTR法) 労働安全衛生法: 第57条2 危険物

施行令18条の2別表第9 「名称等を通知すべき有害物」

物質番号603 (MSDS対象No.)

毒劇物取締法: 非該当

16. その他の情報 水質汚濁防止法の指針値 0.07mg/L

## 参考文献

1) 改訂第3版 タングステン·モリブデン技術資料(2009.2) W·Mo工業会

2) GHS-NET (GHS J-Chemipedia)のDATA 3) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構のDATA

改訂履歷 初版: 1996年2月28日

> 5版: 2007年11月9日

適用法令の改正に伴い、労安法施行令の物質番号を改訂。

(旧)No.601を、(新)No.603へ。

6版: 2009年2月16日

> 適用法令の改正に伴い、PRTR法の物質番号を改訂。 (旧) No. 346を、(新) No. 453へ。(但し 2009. 10. 1施行)

2009年7月10日 7版:

GHS対応へのMSDS見直し、全面改訂。

2010年2月22日 8版:

適用法令の改正に伴い、PRTR法の物質番号を改訂。

(旧)No.346を、(新)No.453へ。

2013年10月1日 8.1版:

組織変更により、会社担当者のメールアドレスを変更。

8.2版: 2015年10月1日

名称をMSDS→SDSへ変更

## 記載内容についてのご注意:

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成したもので、新しい知見により改訂されることがあります。又、記載された注意事 項は通常の新しい知見により改訂されることがあります。又、記載された注 意事項は通常の用法に適した安全対策を実施してご使用下さい。

記載内容は情報提供であり、保証するものではありません。